## 議案第27号

葛飾区母子福祉応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成26年6月9日

提出者 葛飾区長 青 木 克 德

## (提案理由)

資金の貸付けの資格を改めるほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いた します。

葛飾区母子福祉応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例

葛飾区母子福祉応急小口資金貸付条例(昭和40年葛飾区条例第18号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

葛飾区母子及び父子福祉応急小口資金貸付条例

第1条中「女子」の次に「又は配偶者のない男子」を加える。

第2条を次のように改める。

## (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 配偶者のない女子 母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。
  - (2) 配偶者のない男子 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子をいう。
  - (3) 児童 法第6条第3項に規定する児童をいう。

第3条中「女子」の次に「又は配偶者のない男子」を加え、同条第1号中「区長」を「 葛飾区長(以下「区長」という。)」に改める。

第6条中「申込」を「申込み」に改める。

第8条本文中「すえ置き期間」を「据置期間」に改める。

第9条第1号中「申込」を「申込み」に改める。

付 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。